

令和4年2月8日

不動産関係団体の長 殿

- (公社) 山梨県宅地建物取引業協会
- (公社) 全日本不動産協会山梨県本部
- (公財) 日本賃貸住宅管理協会山梨県支部
- (公社) 全国賃貸住宅経営者協会連合会山梨県支部

山梨県知事 長崎 幸太郎
(公 印 省 略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく
臨時特別協力要請等について (依頼)

平素より、新型コロナウイルス感染拡大防止対策への御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき1月23日から令和4年2月13日までの間、臨時特別協力要請を行っているところですが、オミクロン株の感染が引き続き高い水準で続いていることを踏まえ、2月20日まで要請期間を延長することとし、別紙のとおり改訂しましたのでお知らせします。

なお、現在の協力要請の一部及び無症状者に係る検査の受検要請についても、併せて期間延長することとしましたのでお知らせします。

つきましては、貴団体の構成員の皆様へ周知いただくとともに、引き続き、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、感染症防止対策の徹底の要請に対し、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先
県土整備部
建築住宅課企画担当
TEL : 055-223-1730